

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

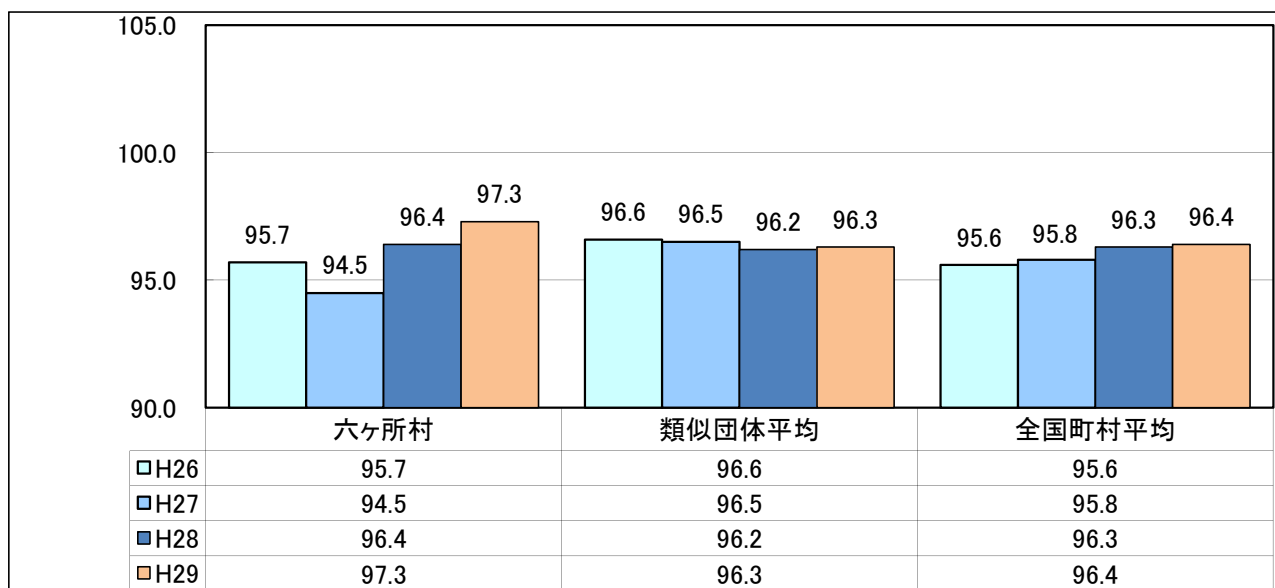
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
28年度	人 10,550	千円 15,994,710	千円 189,872	千円 1,816,109	% 11.4	% 12.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 197	千円 895,745	千円 120,837	千円 240,552	千円 1,257,134	千円 6,381	千円 5,513

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

六ヶ所村では人事院委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。初任層については号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。

激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	38.0 歳	280,000 円	327,929 円	304,520 円
青森県	43.1 歳	321,600 円	386,578 円	352,175 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	41.1 歳	301,655 円	348,169 円	323,528 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数 人	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	57.5 歳	4	340,200 円	357,650 円	354,025 円
うち用務員	— 歳	1	— 円	— 円	— 円
うち電話交換	— 歳	1	— 円	— 円	— 円
うち運転手	— 歳	1	— 円	— 円	— 円
うちその他	— 歳	1	— 円	— 円	— 円
青森県	50.0 歳	339	303,200 円	337,024 円	322,437 円
国	50.6 歳	2,722	286,833 円	— 円	328,360 円
類似団体	51.3 歳	6	285,461 円	302,463 円	293,383 円

区分	民間			参考			
	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
六ヶ所村	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うち用務員	用務員	55.1 歳	207,300 円	—	— 円	— 円	—
うち運転手	自家用自動車運転手	46.0 歳	184,800 円	—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24年～平成26年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い。以下同じ。)

③医師・歯科医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	— 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	51.3 歳	501,432 円	— 円	849,874 円
類似団体	49.8 歳	522,114 円	1,180,079 円	814,060 円

④看護師・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	39.9 歳	308,200 円	354,483 円	336,128 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	46.9 歳	314,870 円	— 円	349,161 円
類似団体	42.3 歳	293,876 円	332,343 円	303,106 円

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	38.0 歳	285,400 円	324,500 円	—
青森県	47.1 歳	384,000 円	425,450 円	—
類似団体	40.4 歳	291,288 円	313,049 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		村	青森県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	146,100 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	143,500 円	— 円
	中学卒	127,900 円	131,700 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	199,500 円	199,500 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,700 円	370,800 円	381,600 円	394,700 円
	高校卒	216,100 円	317,300 円	359,800 円	376,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	301,000 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

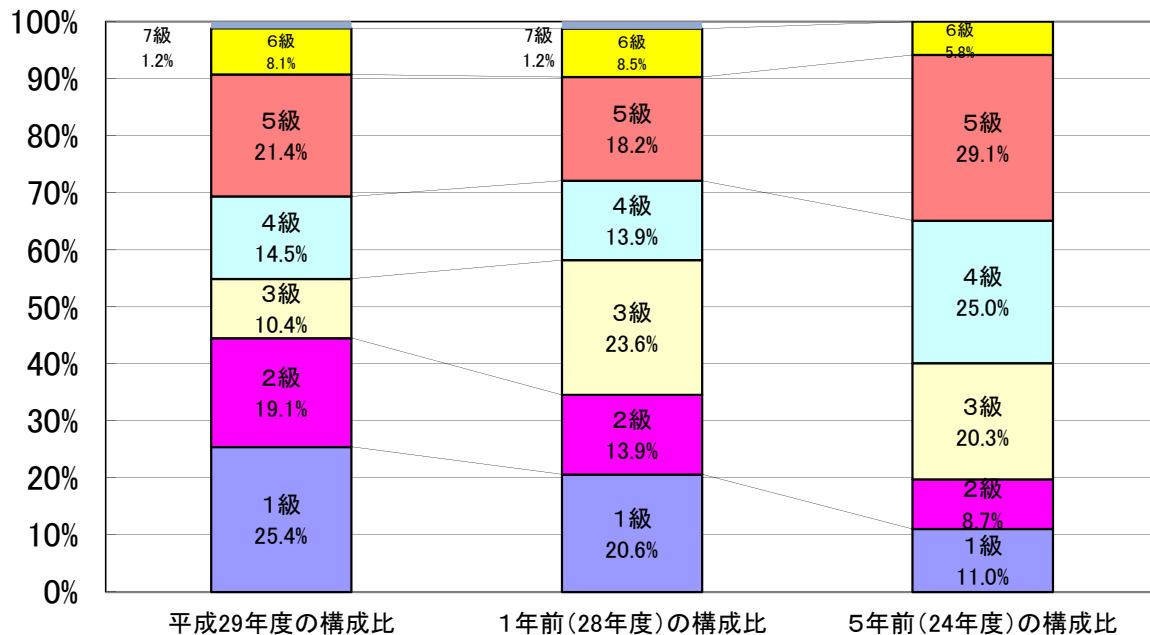
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	44人	25.4%	141,600円	246,600円
2級	主事	33人	19.1%	191,700円	303,400円
3級	主査	18人	10.4%	227,900円	349,200円
4級	主幹	25人	14.5%	261,100円	383,400円
5級	総括主幹	37人	21.4%	287,100円	392,200円
6級	課長	14人	8.1%	317,700円	409,400円
7級	課長	2人	1.2%	361,800円	444,100円

(注)1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)

1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

2 平成28年度から7級制を導入している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況(六ヶ所村)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	H31.4.1		H31.4.1	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	青森県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,564 千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.55 月分 (0.75)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.55 月分 (0.75)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(六ヶ所村)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度12月期		平成30年度12月期	

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

六ヶ所村			国		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～59,550円)			職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)		
・その他の加算措置			・その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額		18,262 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		7,964 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		884,866 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		1.16 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
巡回検診手当	医師	医師が検診業務等に 従事したとき	千円	月額5,000円
受託業務手当	医師、技師	委託者の事業所等 でその業務に従事したとき	—	受託業務の50/100
往診手当	医師、看護師等	往診業務に従事したとき	—	医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に 従事したとき	—	1回3,300円
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事 したとき	—	月額450,000円～650,000円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に 勤務する教諭及び助 教諭	非常災害緊急補導手当	千円	1日7,500円～16,000円
		修学旅行等引率手当	366	1日4,250円
		部活指導手当	366	1日3,000円
		多学年学級担当手当	366	1日290円～350円
		教育業務連絡指導手当	366	1日200円
		特別支援教育手当	366	月額12,600円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止した。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設した。

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	67,282 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	236 千円
支給実績(平成27年度決算)	61,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	253 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給されます。 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 配偶者無し1人目 10,000円 ・父母等 6,500円 配偶者及び子無し1人目 9,000円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円加算	同		17,168 千円	206,837 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～46,000円	異	自家用車利用の場合 31,600円限度	27,152 千円	123,416 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき 支給 最高額・・・27,000円	同		10,765 千円	256,305 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		12,281 千円	57,122 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:60,000円～28,000円	異	支給額が異なる	28,872 千円	437,455 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給されます。 1回につき3,000円～6,000円	同		28,500 千円	2,375 円

宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給されます。 1日勤務の場合 一般 4,200円 医師 20,000円 看護師 4,400円	同	613 千円	7,762 円
教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給されます。月額8,000円以下で、職務の級及び号給に応じて支給		348 千円	43,500 円

(注) 公営企業等を除く。

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料 報 酬	村 長	782,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 553,000 円
	副 村 長	630,000 円 (円)	680,000 円 / 512,000 円
	議 長	291,000 円 (円)	354,000 円 / 247,000 円
	副 議 長	259,000 円 (円)	306,000 円 / 193,000 円
	議 員	252,000 円 (円)	288,000 円 / 175,000 円
	期 末 手 当	村 長 副 村 長	(平成28年度支給割合) 3.15 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(平成28年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 退職時給料月額×在職月数×100分の45.5 退職時給料月額×在職月数×100分の26.5	(1期の手当額) 17,078,880 円 8,013,600 円 (支給時期) 任期満了時若しくは退職時
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

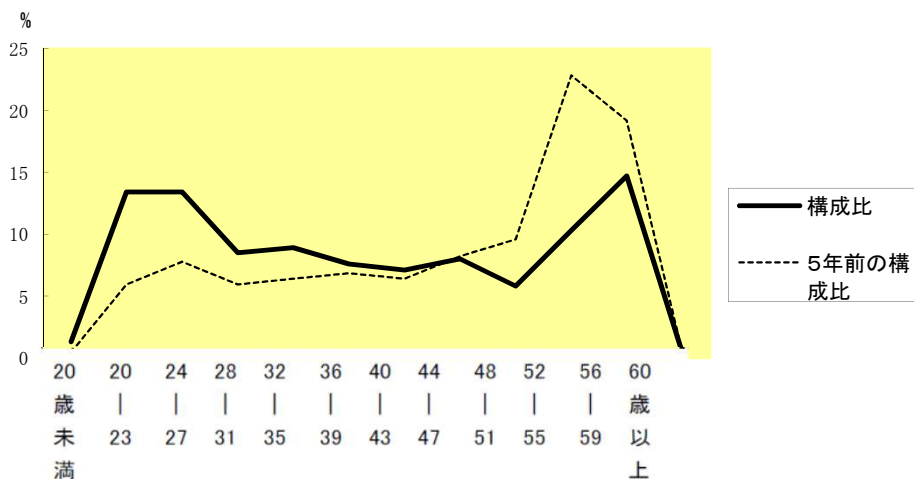
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	議 会	2	3	1	定数外からの切替えによる増 職員派遣等による増 欠員不補充による減	
	総 務	58	59	1		
	税 務	9	8	△ 1		
	一 般 行 政 部 門	農 林 水 産	11	11	0	業務増による増 都市計画事務の増による 保育所の指定管理制度活用等による減
		商 工	4	5	1	
		土 木	13	14	1	
民 生		57	52	△ 5		
	衛 生	13	13	0		
	計	167	165	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 156.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.26 人)	
	教育部門	30	31	1	定数外からの切替え等による増	
	消防部門					
	小 計	197	196	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.24 人)	
公営企業等	病 院	4	4	0	県から工業用水道事務の移管による増	
	水 道	4	5	1		
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	14	14	0		
	小 計	26	27	1		
合 計		223	223	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 342.18 人	
		[335]	[335]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である(消防職員含む)。

(2)年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	30人	30人	19人	20人	17人	16人	18人	13人	23人	33人	1人	223人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	143	140	142	167	167	165	22 (13.33)
教 育	32	31	32	30	30	31	▲ 1 (▲ 3.23)
消 防							
普通会計計	175	171	174	197	197	196	21 (10.71)
公営企業等会計	45	44	27	27	26	27	▲ 18 (▲ 66.67)
総合計	220	215	201	224	223	223	3 (1.35)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 255,908	千円 24,721	千円 22,433	% 8.76	% 7.35

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 4	千円 11,711	千円 7,765	千円 2,957	千円 22,433	千円 5,608

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,166

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 911,084	千円 27,660	千円 24,760	% 2.72	% 3.86

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 6	千円 13,802	千円 444	千円 11,402	千円 25,648	千円 4,275

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,130

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(3) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
六ヶ所村		35.4 歳	307,463 円	490,032 円
団体平均	水道事業	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
	下水道事業	43.3 歳	340,980 円	510,993 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(注)村においては、21年度から水道事業及び下水道事業をあわせて公営企業職員としている。以下同じ。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	市町村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(平成28年度) 12,305 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 13,084 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 水道事業 1,482 千円 下水道事業 1,474 千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 (—)月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成29年4月1日現在)

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 (調整額) 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.590 月分 49.59 月分 (調整額) 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 — 千円 19,820 千円	1人当たり平均支給額 水道事業 10,251 千円 下水道事業 7,290 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	1,895 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	237 千円
支給実績(平成27年度決算)	1,448 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	181 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

④ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給されます。 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 配偶者無し1人目 10,000円 ・父母等 6,500円 配偶者及び子無し1人目 9,000円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円加算	同	—	684 千円	136,800 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～46,000円	同	—	874 千円	174,820 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円	同	—	576 千円	288,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	—	570 千円	71,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:60,000円～28,000円	同	—	924 千円	462,000 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給されます。 1回につき3,000円～6,000円	同	—	— 千円	— 円

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。